

(お知らせ)

令和元年 8 月 5 日  
京都市行財政局  
(税務部税制課 213-5200)

**税務組織の見直しについて**  
**～各区役所・支所内の市税の取扱窓口が変わります～**

この度、京都市では、これまで培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることによる税務職員の専門性の向上を図るとともに、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージに掲げた「税務事務の更なる効率的な執行体制の確立」を実現するため、区役所・支所内の税務センター業務を集約・再編します。

これに伴い、下記のとおり市税の取扱窓口を変更しますので、お知らせします。

記

**1 税務センター業務の及び市税事務所納税室の集約・再編の内容及び取扱窓口の変更**

現在、税務センター及び市税事務所納税室で実施している各業務について、以下のとおり取扱窓口を変更します。

**(1) 徴収業務について**

税務センターで実施している個人市・府民税（普通徴収）及び固定資産税（土地・家屋）・都市計画税の徴収業務（納税相談等）について、京都市役所分庁舎に集約し、実施します。

併せて、徴収部門の組織を再編し、市税事務所納税室（井門ビル）で実施している他の税目の徴収業務（納税相談等）についても、分庁舎で実施します。

**ア 取扱窓口の設置場所**

市税事務所納税室（市役所本庁舎北側 市役所分庁舎 1 階）

**イ 取扱開始時期**

令和元年 10 月 15 日（火）

※ ただし、市税事務所納税室（井門ビル）で実施している徴収業務の取扱いについては、令和 2 年 4 月 20 日（月）から分庁舎での業務を開始予定

**<徴収業務（納税相談等）における取扱窓口の変更内容>**

各種税目	～令和元年10月11日(金)	令和元年10月15日(火)～	令和2年4月20日(月)～
○個人市・府民税 (普通徴収) ○固定資産税(土地・家屋)・都市計画税	各区役所・支所内 税務センター	市役所分庁舎 市税事務所納税室	
○個人市・府民税 (特別徴収) ○法人市民税 ○固定資産税(償却資産) ○軽自動車税 ○宿泊税 ○市たばこ税 ○入湯税 ○事業所税	井門ビル(烏丸御池南西角) 市税事務所納税室		

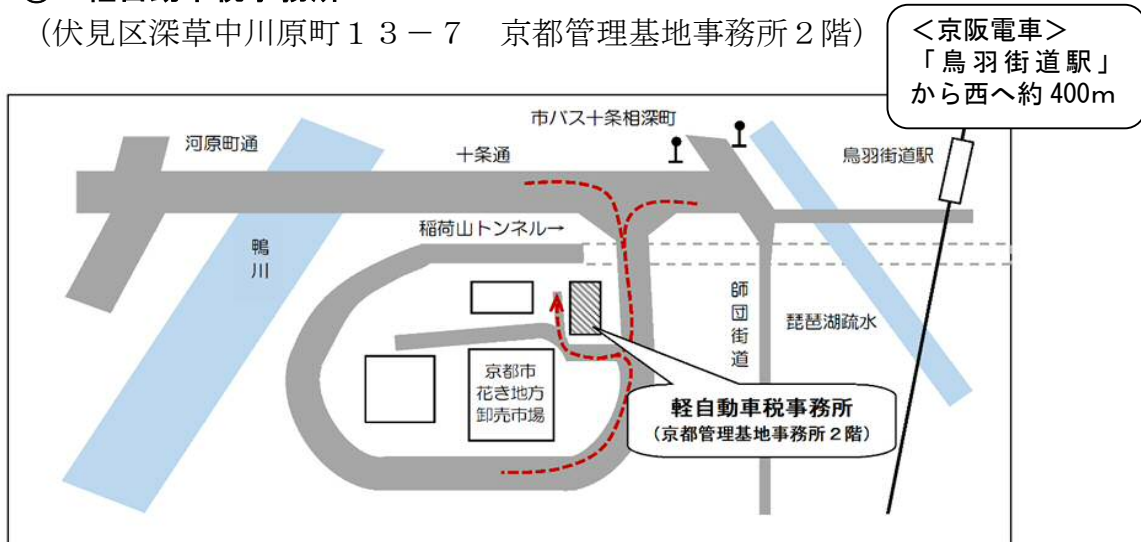
## (2) 軽自動車税業務について

原付バイクの登録・廃車などの軽自動車税業務を集約し、これに特化した組織として新たに「軽自動車税事務所」を設置するとともに、現在の市税事務所納税室において軽自動車税業務を行う担当を、軽自動車税事務所の分室として再編します。

### ア 取扱窓口の設置場所

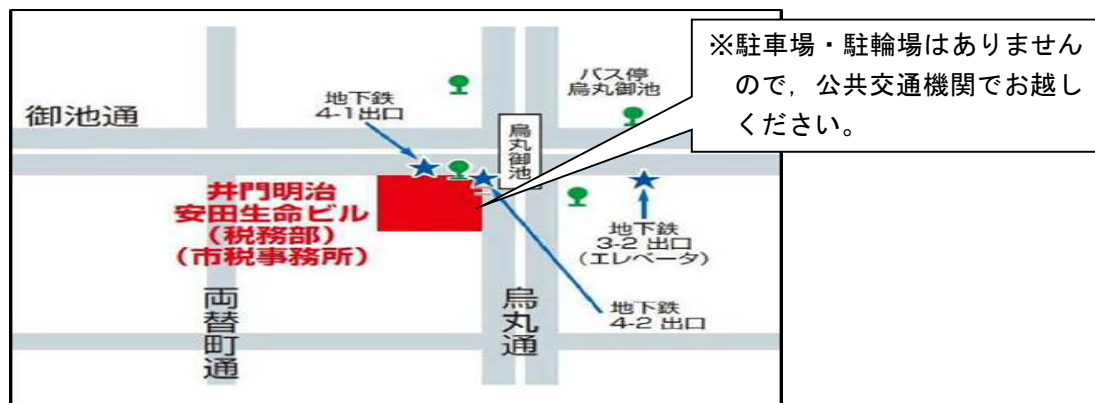
#### ① 軽自動車税事務所

(伏見区深草中川原町13-7 京都管理基地事務所2階)



#### ② 軽自動車税事務所分室

(中京区虎屋町566-1 (中京区烏丸御池南西角) 井門明治安田生命ビル5階)



### イ 取扱開始時期

令和2年1月6日(月)

## <軽自動車税業務における取扱窓口の変更内容>

	～令和元年12月27日（金）	令和2年1月6日（月）～
○税申告（取得・廃棄・譲渡）の受付 ○鑑札交付 ○減免・課税免除申請の受付 ○軽自動車税証明の交付 ○賦課業務	<b>各区役所・支所内</b> 税務センター ※令和元年10月15日以降は、税務窓口にて名称変更 <b>井門ビル（烏丸御池南西角）</b> 市税事務所納税室 ・賦課業務は、納税室のみで実施	<b>京都管理基地事務所</b> 軽自動車税事務所  <b>井門ビル（烏丸御池南西角）</b> 軽自動車税事務所分室 ・賦課業務は、分室のみで実施

※ 令和2年1月6日から令和2年3月31日までの間は、区役所・支所内に今年度末まで開設する税務窓口において、税申告（廃棄・譲渡）の受付、減免・課税免除申請の受付、軽自動車税証明の交付に限り、引き続き実施

### (3) 各種証明等発行業務について

現在、税務センターで実施している各種証明等発行業務について、区役所・支所の市民窓口課又は市税事務所納税室に集約・再編します。

#### 各区役所・支所の市民窓口課で発行するもの

例外的に税務センターで実施している税証明発行業務（※）及び固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧業務について、区役所・支所の市民窓口課で実施します。

（※）現在、所得・課税証明、固定資産評価・公課証明、納税証明の税証明発行業務は、区役所・支所市民窓口課で実施していますが、市税納付後すぐに納税証明が必要な場合など、システムに市税の申告や納税情報がデータ反映されるまでの間の税証明の発行は、例外的に税務センターで実施しています。

#### ア 取扱窓口の設置場所

区役所・支所市民窓口課

#### イ 取扱開始時期

令和2年1月6日（月）

#### 市税事務所納税室で発行するもの

住宅用家屋証明など、上記以外の各種証明発行業務を市税事務所納税室に集約します。

#### ア 取扱窓口の設置場所

市税事務所納税室（中京区烏丸御池南西角 井門明治安田生命ビル5階）

#### イ 取扱開始時期

令和2年1月6日（月） ※ ただし、一部業務については従来から実施

＜各種証明等発行業務における取扱窓口の変更内容＞

	～令和元年 12 月 27 日（金）	令和 2 年 1 月 6 日（月）～
○システムへのデータ反映 前の税証明発行業務（※） ・所得・課税証明 ・評価・公課証明 ・納税証明 ※ システムに市税の申告や納 税情報がデータ反映されるま での間の税証明発行業務 ○固定資産課税台帳・名寄 帳閲覧業務	<b>各区役所・支所内</b> 税務センター ※令和元年 10 月 15 日以降 は、税務窓口に変更	<b>各区役所・支所</b> 市民窓口課
○住宅用家屋証明発行業務 ○税証明発行業務 ・狩猟税軽減税率適用者 に対する個人府民税証明		<b>井門ビル（烏丸御池南西角）</b> 市税事務所納税室
○税証明発行業務 ・酒類販売業（製造）の 免許申請証明 ・公益認定申請等証明 ・認定 NPO 法人申請等証明 ・固定資産税償却資産課税 台帳登録事項証明	<b>各区役所・支所内</b> 税務センター ※令和元年 10 月 15 日以降 は、税務窓口に変更 <b>井門ビル（烏丸御池南西角）</b> 市税事務所納税室	

2 市民サービスの維持・向上

市民サービスの維持・向上を図るため、以下の取組を新たに実施します。

- (1) 臨時窓口（各区役所・支所内に開設）について、
  - ア 今回の税務組織の見直しに伴い、納税相談は京都市役所分庁舎に集約し、実施しますが、従来から固定資産税・都市計画税（4月）及び個人市・府民税（6月）の当初納税通知書発送に実施している臨時窓口において、課税説明に加えて、納税相談にも対応
  - イ 軽自動車税（5月）の当初納税通知書発送後の減免申請に対応
- (2) 軽自動車税の申告、鑑札交付及び減免申請について、軽自動車税事務所設置後（令和2年1月6日）は、新たに郵送による申請受付を開始
- (3) 各区役所・支所に来庁された市民の皆様が、直接、税務職員に市税に関する問合せ、相談を行うことができるよう、各税目等担当所属への専用電話を設置